

Wizards Football Club スクール規約

2022年3月24日

第1条 【本規約】

本規約では、Wizards Football Club スクールについて必要な事項について定める。

第2条 【名称】

本スクールは、Wizards Football Club (Wizards FC) スクールと称する。

第3条 【所在】

本スクールは、京都市山科区大宅山田町 34 株式会社たちばなリンク内に主たる事務所を置く。

第4条 【目的】

本スクールは、地域におけるサッカー普及振興をはかるとともに、サッカーを通じて青少年の健全な心身の育成を行い社会性（マナー・モラル等）に優れた選手育成に努めることを目的とする。

第5条 【入会資格】

- 1、本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
- 2、スポーツ活動に適した心身ともに健康な状態にある者。
- 3、親権者の許可を得た者であること。

第6条 【スクール開校月】

- 1、5月・6月・9月・10月・11月・2月は、毎週指定日時に開校する。
- 2、7月・12月・3月は前半2週間、4月・1月は後半2週間の内指定日時に開校する。

ただし、1週間の内スクール開催日は1日（月曜日）とする。

*開校日時は、スクール専用アプリのカレンダーで案内します。

*スクール練習場所は、KYOTO TACHIBANA STADIUM（京都市山科区大宅堂ノ山3-4）。

- 3、祝日は休校。代替日は設けない。
- 4、8月は、休校。

第7条 【会費】

- 1、年会費及び月会費以下の通りとする。
 - ①年会費 年1回 5,500円（税込）
 - ②毎週開校5月・6月・9月・10月・11月・2月の月会費
幼稚園児 4,950円（税込）
小学1～6年生 7,150円（税込）
 - ③2週間開校4月・7月・12月・1月・3月の月会費
幼稚園児 2,475円（税込）
小学1～6年生 3,575円（税込）
- 2、年会費の支払いは毎年度初回月会費と共に徴収するものとする。
- 3、会費の徴収方法は毎月25日～30日に翌月分を、本スクール指定方法にて徴収する。
- 4、新型コロナウイルス等感染症や自然災害等により、1カ月間全ての活動が不可の場合、その月の月会費は全額返金するものとする。
- 5、上記4以外についての月会費については、いかなる場合も返金を行わない。

第8条 【別途費用】

次の項目については別途、実費徴収とする。

- 1、本スクール指定の物品（練習着など）購入費用
- 2、本スクールが指定する行事・学習会等に係る費用

第9条 【休会】

傷病など特別な場合、本スクールに事前連絡の上、同スクールの了解を得て休会することができる。

第10条 【退会】

退会を希望する場合、退会希望日の前月までに、担当コーチを経て、その理由を本スクールに提出、了承を得なければならない。

第11条 【除名】

本スクールは、本規約に違反したり本スクールの名誉と品格を損なう言動・行動をしたりする等、スクール生として相応しくないと判断された者を除名することができる。

第 12 条 【休校】

- 1、本スクールは以下の理由により施設の場所変更、または休校することができる。
- ①天災・地変その他やむを得ない事情によりグラウンドコンディションが不良の時。
 - ②社会情勢（新型コロナウイルスの蔓延等を含む）、経済状況に重大な異変がある時。
 - ③その他、本スクールが開催不可と判断した時。
- 2、前項の場合の代替日は設けない。

第 13 条 【遵守事項】

スクール生及びその保護者は下記の事項を守らなければならない。

- 1、本スクールの目的に沿うように努める。
- 2、本スクールの名誉を汚すような行為をしない。
- 3、本規約を含め本スクールが定める規則などを遵守する。
- 4、本スクールが指定した練習着を着用の上、練習に参加すること。

第 14 条 【保険】

- 1、スクール生は入会と同時にスポーツ安全保険に加入しなくてはならない。
- 2、保険加入手続きは本スクールが行う。

第 15 条 【負傷時の処置】

本スクールの活動中における事故・怪我につきましては以下の対応を行う。

- 1、応急処置はスクールで行う。
- 2、怪我の度合いにより医療機関へ搬送し保護者へ連絡。
- 3、補償については、加入しているスポーツ保険にて行う。

第 16 条 【活動中の写真並び掲載について】

本スクールの運営、広報活動の為、本スクール活動中の写真、ライブ情報を SNS（X・Facebook・Instagram など）上に掲載することがある。スクール生及びその保護者はこれを了承の上、入会するものとする。

第 17 条 【個人情報の取り扱い】

本スクールは、法令遵守を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱うものとする。

第 18 条 【免責】

スクール生は、本スクールにおける盗難、傷害、行き帰りの事故、施設内・駐車場での事故、その他の事故について、本スクールに対して何ら損害賠償を求めず、本スクールは賠償しないものとする。

第 19 条 【本規約の改定】

本規約は、本スクールが必要と認めた場合に限り本規約の改定を行うことができるものとする。その改定内容は全スクール生に通知、適用されるものとする。

第 20 条 【発効】

1 本規約は、2022 年 4 月 1 日より発効するものとする。

附則

1 本規約は、2022 年 6 月 30 日より発効するものとする。

附則

1 本規約は、2026 年 3 月 31 日より発効するものとする。